3　2の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める塔、とう道、管路、柱及び線路敷設権について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

4　一方の締約国は、自国の法令に規定する範囲で、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して次のことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網を設置し、拡張し、及び維持することを目的として、土地又はこれに定着する工作物（建物を含む。）の所有者に対し、当該土地又は工作物を利用する権利について交渉を要請することができること。

(b)　(a)に規定する交渉の結果に適時に至らない場合には、(a)に規定する目的のため、(a)に規定する土地又は工作物を利用する権利を、合理的な、かつ、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）条件で取得することができること。

注釈　日本国については、2及び3に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

第十・十五条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国が設立し、又は維持するいずれの電気通信規制機関も、いずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関による決定及び手続が市場の現在の参加者及び参加することが見込まれる者の全てについて公平であることを確保するものとし、当該決定及び手続が不当に遅滞することなく行われ、及び実施されることを確保するよう努める。このため、各締約国は、自国が電気通信サービスの提供者に対して有する財務上の利害関係が、自国の電気通信規制機関による決定及び手続に影響を及ぼさないことを確保する。

第十・十六条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第十・十七条　免許の手続

1　免許が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　各締約国は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国は、拒否又は取消しの理由を申請者に通知する。

第十・十八条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　両締約国は、各締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、それ自体では、第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）の規定と矛盾する措置ではないことを認める。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で各締約国により行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

4　各締約国は、非政府の電気通信サービス事業者にスペクトルの割当てを行う場合には、開かれた、かつ、透明性のある公衆による意見提出手続であって公共の利益全体を考慮したものによることに努める。

第十・十九条　透明性

1　各締約国は、次のことを確保するよう努める。

(a)　電気通信規制機関が提案する規制上の決定であって一般に適用されるものについて、電気通信サービスの提供者が十分な事前の周知を受けること及び当該提供者が意見を述べるための適当な機会が与えられること。

(b)　第十・十条、第十・十三条及び第十・十四条に規定するアクセスを拒否する決定について、その決定を自国が行い、承認し、支持し、又は認可する場合において、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が要請するときは、当該提供者に対して当該決定の明確かつ詳細な理由の説明が行われること。

2　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関する措置が公表されること又は公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様

(c)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス及び利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関

(d)　端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、登録又は免許の要件

第十・二十条　要求されていない電子メッセージ

1　各締約国は、自国の法令に従い、電子メッセージの利用のための良好な条件の整備を促進し、もって高度な情報通信社会の健全な発展に貢献することを目的として、要求されていない電子メッセージを規制するために、適切かつ必要な措置をとる。これらの目的のため、両締約国は、二国間で、及び国際的な場において協力する。

2　1の規定の適用上、二国間の協力には、適当な場合には、各締約国の法令に従い、要求されていない電子メッセージの規制に関する情報の交換その他の支援を含む。

第十・二十一条　電気通信に関する紛争解決

一方の締約国は、第一・五条（総則―行政上の手続）及び第一・六条（総則―審査及び上訴）の規定を遵守するほか、次のことを確保する。

(a)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、第十・三条から第十・十四条までに定める義務に関連した措置に係る紛争を解決するため、自国の電気通信規制機関その他の関連する機関を適時に利用することができること。

(b)　自国の区域内における主要なサービス提供者との相互接続を要請している他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該主要なサービス提供者との相互接続の条件及び料金に係る紛争に関して、自己が相互接続を要請した後、合理的な期間内に自国の電気通信規制機関を利用することができること。

(c)　一方の締約国の電気通信規制機関の決定に不服を有するいずれの企業も、当該決定について公平な、かつ、独立した司法当局による審査を受けることができること。いずれの締約国も、関係する司法当局が当該決定を差し止め、若しくは取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

第十・二十二条　電気通信に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに電気通信に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。